

特記仕様書

1. 事業番号 令和3年度 S-4-409 ヌカナガレダニ
2. 事業名 分収造林事業（木材生産）
3. 事業場所 甲賀市信楽町牧
事業地 No.409 牧（糠流谷）
4. 事業期間 自 契約締結日
至 令和3年12月24日

第1条 本事業の実施にあたっては、「分収造林事業（木材生産）共通仕様書」および「滋賀県造林公社森林作業道開設共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

記

1. 施業区域面積：25.00ha
2. 事業内容
選木、伐倒、造材、集材、搬出、運搬、素材管理（寸検、仕分け、保管）、素材積込および搬出に必要となる作業道開設
伐採率：30%以上（本数率）
搬出材積量：1252m³（AB材）
作業道開設延長：4,190m
3. 森林作業道の路網密度等について
森林作業道の路網密度は原則として ha 当たり 200m 以内とする。ただし、やむを得ない場合は監督職員と事前に協議すること。
4. 集積場（中間土場）について
集積場（中間土場）として、当該事業地から 15km 以内の場所を予定している。
5. 木材の運搬について
搬出経路を運搬車両が通行する際は、安全に十分注意して走行すること。また、運搬車両のタイヤに付着した泥により経過道を汚すことのないよう留意すること。
6. 出来高数量の管理について
当事業地は複数の土地所有者がいるため、所有者毎に間伐面積の出来形管理を行

うこと。これによりがたい場合は事前に監督職員と協議すること。

7. 落石土砂等の防止について

作業時の落石および土砂の流出については、十分に留意し、必要に応じて防止措置を講じること。特に、施業地に隣接している岩倉川に土砂が流出することが無いように対策すること。

8. 既設構造物の取扱について

作業道作設および木材の伐採時は、既設構造物を破損させないように十分留意し、必要に応じて措置を講じること。

9. 既設道の通行について

既設道の通行にあたっては、事前に安全を確認し必要に応じて補修等を行った上で通行すること。補修費計上が必要な場合は事前に監督員と協議すること。

10. 留め山期間の作業一時中止について

当該事業地は例年9月中旬～11月中旬にかけて、入札を経て留め山となる。その期間は落札者以外は山に進入することが出来なくなるため、留め山となった場合は作業を一時中止すること。

11. 余剰材の取扱について

搬出材積について、適切な管理の下で契約数量に合致するように努めるものであるが、やむを得ず契約数量を超える搬出材（以下「余剰材」という。）がある場合、契約数量の5%までは、契約変更の対象としない。5%を超える余剰材がある場合は、別途契約することを検討する。

12. 事業地境界について

事業地の境界は杭で明示されているため、これに留意して施業を進めること。なお、境界杭が紛失している等の理由により境界が不明瞭な場合は、境界測量図で境界を復元すること。施工に影響がある境界杭については控えをとるなどの対策をして、施工後に復元すること。

13. 関係書類の提出について

「チェックリスト」および「社会保険等加入実態表」を事業実施後もしくは監督職員の指示により提出すること。

14. 許認可について

当事業地の法規制とその許認可の状況は下記のとおりである。その他法例を遵守して作業を行うこと。

保安林	公社で許可申請中
自然公園	公社で許可申請中
砂防指定地	公社で許可申請中
文化財	該当なし

15. その他

その他、疑義が生じた場合は監督職員と協議し承諾を得た上で作業を進めること。